

| 令和4年度第2回補助金等審議会記録 | | 記録者 | 財政課 | 場 所 | 分庁舎2階 会議室2(大会議室) | |
|--------------------------|--------------|---|-----|--|------------------|--|
| 実施日 | 令和4年8月25日(木) | | 時間 | 午後3時30分から午後5時50分 | | |
| 概 要 質 疑 等 | | | | | | |
| 課等名 | | | | | | |
| 事業名 | 質疑番号 | 内 容 | | 回答または措置 | | |
| 市民協働課 15:30~15:48 | | | | | | |
| 地区集会所建設等補助金 | 1 | 補助率の変更があった場合に区民の経済的な負担が増えてしまいますが、区への加入者も少なく脱退も増えており、各地区は厳しい運営状況となっています。限られた財源の中でどのような支援措置をしていくか難しい課題だとは思いますが、知恵を出し合って頑張っていたきたいです。 | | 建設費の2/3を市が補助する制度のため、地区の方も負担が必要になっています。基金等を活用しながら補助を継続し、地域の活性化に繋がりたいと考えています。 | | |
| | 2 | 市内に地区集会所は80箇所あるとのことですが、一番古いものは築何年になりますか。 | | 資料が無いためお答えできませんが、一番新しい集会所でも築10年程度が経過しています。 【後日回答】 昭和40年に建築された集会所が最も古く、築57年が経過しています。 | | |
| | 3 | 交付要項に「部落公民館等」という文言が見受けられますが、現在も「部落」という表現は使用しているのでしょうか。 | | 「部落公民館等建設補助金」を昭和51年に改正し、現在は「地区集会所建設等補助金」の名称を使用しています。 | | |
| | 4 | 調査をもとに予算額を決めているとのことですが、地区への調査方法はどのようなものでしょうか。 | | 毎年9月に全85地区の区長に活用希望調査を行い、見積書を添付のうえ金額を報告していただき、次年度予算を計上しています。 | | |
| | 5 | 地区への加入率が低下しており、それによって集会所を利用する方も減ってしまっているかと思えます。地区加入者に地域ポイントカードを配布するなどの対策もされていますが、加入率の低下を防ぐための対策等は考えていますか。 | | 毎年地区加入率は低下しており、今年度も3%低下しています。行政委員連絡協議会や区長と検討を重ねながら、地域ポイントカード事業等の地区加入促進のための事業を進めているところです。 なお、集会所の利用者が減少していることに加え、老朽化も進行していることから、近隣地区との共同利用について意見をいただいています。現在、市内中学校区からなる区長会を立ち上げているため、その中で今後の利用方法について検討していただくことを考えています。 | | |
| | 6 | 社会福祉協議会が実施する「わくわくサロン」で利用するため、様々な集会所をあたりましたが、利用する集会所のある地区の加入者でないと利用ができなかったり、地区によっては利用料を徴収する等の制限があり、利用しづらくなっていると思います。もっと平等に気楽に集会所が利用できるようになれば、地区の加入者も増えるのではないのでしょうか。区長会などで問題提起していただきたいです。 | | 集会所の利用方法は各地区で取り決めを行っているため、地区によっては柔軟に対応していただいているところもあるかと思えます。本日いただいた意見を行政委員連絡協議会等で各区長にお伝えし、より使いやすい集会所について検討していきたいと思えます。 | | |

| 令和4年度第2回補助金等審議会記録 | | 記録者 | 財政課 | 場 所 | 分庁舎2階 会議室2(大会議室) |
|----------------------|--------------|--|-----|--|------------------|
| 実施日 | 令和4年8月25日(木) | | 時間 | 午後3時30分から午後5時50分 | |
| 概 要 質 疑 等 | | | | | |
| 課等名 | | | | | |
| 事業名 | 質疑番号 | 内 容 | | 回答または措置 | |
| 水産・地域整備課 15:48~16:10 | | | | | |
| 魚食普及事業補助金 | 1 | 昭和61年度から続いている補助金ですが、東日本大震災の際に風評被害によって補助金額の変更はなかったのでしょうか。 | | 本補助金は、かみすフェスタなどのイベントでのPRに対する補助となっております。市で風評被害対策のための補助は行っていないかと思いますが、県で事業を実施していたことはあるかと思います。 | |
| | 2 | 補助金額の30万円はすべてかみすフェスタで使われているのでしょうか。また、PRのための費用にのみ使われているのでしょうか。 | | 主にかみすフェスタ参加の際に魚の無料配布や、安価での魚の販売といったPR目的で使用しています。かみすフェスタ以外にも、きらっせ祭りや地区の収穫祭にも参加しています。 | |
| | 3 | 補助金の使い道はイベントでのPRがメインだと思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントへの参加ができず、令和2年度と令和3年度は水産振興を図る事業に補助金を使用されたとなっています。感染症の影響が落ち着いた際には、補助金の使い道は以前のようにイベントへの参加費用に戻るのでしょうか。 | | 補助金の主な使い道はイベントでのPRであるため、感染症の影響が落ち着いた際には従来どおりイベントへ参加し魚食普及PRとして実施予定です。 なお、令和2年度及び令和3年度は、魚食普及に繋がる水産振興を図る事業として、冷凍生しらすの調査検討や試食会といった活動に補助金を使用しておりますが、当該活動は新たに開始した水産業元気アップ支援事業補助金で支援を続けていきたいと考えています。 | |
| | 4 | 神栖市でもサバ・マイワシなど様々な種類の魚が獲れると思いますが、魚食普及を進めるにあたって、補助金額が30万円ですり足りるのでしょうか。ほかに実施したい取り組みなどありますか。 | | まずは地産地消ということで、冷凍生しらすを普及していきたいと考えています。 また、県の水産部局で実施している都内物産展でのPRや、県内スーパーでの普及などについても連携していきたいと考えています。 市としても、広報紙やホームページなどを活用してPRを行っていききたいと思います。 | |
| | 5 | かみすフェスタにおける無料配布は、魚食普及に繋がるPRになっているのか疑問に思います。物産展でのPR等のほうに補助金を使用したほうがいいのかではないでしょうか。かみすフェスタでPRする場合も、ただ無料配布するのではなく、魚食普及のためのPRであるという点をもっと出したほうがいいのかと思います。 | | かみすフェスタでのPRについては、まず触れて食べてもらうことを中心として現在の方法をとっています。消費生活展で展示を行うなど、他のPR方法も含めて、水産業団体と検討する際の参考とさせていただきます。 | |
| | 6 | お年寄りも子供も、骨があって魚を食べないということが言われていると思いますので、骨抜きの切り身に加工をするなどしてはいいかでしょうか。 | | 水産庁が公表する水産白書で、消費の動向などを確認できるので、今後は需要に応じた製品がもっと出てくるのではないかと思います。 | |

| 令和4年度第2回補助金等審議会記録 | | 記録者 | 財政課 | 場 所 | 分庁舎2階 会議室2(大会議室) |
|-----------------------------|--------------|--|-----|--|------------------|
| 実施日 | 令和4年8月25日(木) | | 時間 | 午後3時30分から午後5時50分 | |
| 概 要 質 疑 等 | | | | | |
| 課等名 | | | | | |
| 事業名 | 質疑番号 | 内 容 | | 回答または措置 | |
| 水産・地域整備課 16:10~16:25 | | | | | |
| 内水面漁業補助金 | 1 | 内水面漁業、特にヤマトシジミの復活に期待しています。地道につくり育てる漁業を進めていことが大切だと思いますので、これからも茨城県と連携し、指導を受けながら事業の推進をお願いしたいと思います。 基幹産業である水産業事業のPRは大事だと思いますので、これからも頑張ってください。 | | ヤマトシジミは、長年にわたり常陸川漁業協同組合の漁業者が種苗生産・育成に着手し、稚貝の食害対策など試行錯誤しながら放流を行ってきた結果、昨年度初めてふるさと納税の返礼品としてメニュー化することができました。今後も漁協と協力し、事業を進めていきます。 | |
| | 2 | なぜ補助金額が47万1千円なのでしょう。もっと増やすことはできないのでしょうか。 | | 市の合併の際、常陸川の上流部と下流部の組合分の合算額を補助額としたため現在の金額となっています。事業拡大の意向があれば補助金額の増額も考えられますが、その分漁協の負担も大きくなるため、今後漁協と相談していきたいと思っています。 | |
| | 3 | 当該事業を続けていくための、人材はいるのでしょうか。 | | ヤマトシジミはこれから生産・販売が進むことにより、組合でも事業が拡大し、人材確保にもつながると考えています。そのためにも、当該事業は積極的に推進していかなければならないと考えています。 | |
| | 4 | フナやワカサギを放流しているということですが、なかなか獲れていないように思います。 | | フナやワカサギについては、対象の漁業者に放流が義務付けられております。なお、北浦の漁獲は回復していないようですが、霞ヶ浦では回復しているため、効果はできていると考えています。 | |
| | 5 | (意見) 水産資源の回復にあたって、現在の補助金額47万1千円ではやはり少ないように感じます。ぜひ補助金額の拡大をお願いします。 | | | |

| 令和4年度第2回補助金等審議会記録 | | 記録者 | 財政課 | 場 所 | 分庁舎2階 会議室2(大会議室) |
|---------------------|--------------|---|-----|--|------------------|
| 実施日 | 令和4年8月25日(木) | | 時間 | 午後3時30分から午後5時50分 | |
| 概 要 質 疑 等 | | | | | |
| 課等名 | | | | | |
| 事業名 | 質疑番号 | 内 容 | | 回答または措置 | |
| 文化スポーツ課 16:25~16:36 | | | | | |
| 神栖市指定文化財等補助金 | 1 | 補助金の次年度の予算額を決定する際には、あらかじめ所有者に調査を行うのでしょうか。山本家住宅以外の文化財はどのようにしているのでしょうか。 | | 所有者側の負担分もありますので、山本家住宅の場合は修繕計画に基づきながら、2,3年前から所有者と打ち合わせを行い、予算を計上しています。なお、他の有形文化財については、年に一度の防火点検の際に所有者に確認を行っています。無形文化財については、申し出があった際に打ち合わせを行い、翌年度に予算を計上しています。 | |
| | 2 | 山本家住宅の消防設備は、本補助金で整備されたものなのでしょうか。 | | 消防設備については、国の補助金により整備されています。 | |
| | 3 | 国や県も予算に限りがあると思いますが、国、県の補助金はすぐ支出されるのでしょうか。また、所有者が費用を負担できなくなってしまった場合には、文化財の保存継続はできなくなってしまうのでしょうか。 | | 国指定文化財である山本家住宅については、国の調査官による現地調査を実施し、内諾を受けたうえで補助申請を行うようになっています。なお、所有者側の負担分がありますので、補助率などについてヒアリングを行っています。文化財の保存継続については、所有者の相続問題などもあり、難しい課題となっています。 | |
| | 4 | (意見) 文化財の保存継承は全国で抱えている問題であると思います。国の方針に基づきながら、所有者の負担軽減について、支援体制を検討していただきたいです。 | | | |

| 令和4年度第2回補助金等審議会記録 | | 記録者 | 財政課 | 場 所 | 分庁舎2階 会議室2(大会議室) |
|--------------------------|--------------|--|-----|---|------------------|
| 実施日 | 令和4年8月25日(木) | | 時間 | 午後3時30分から午後5時50分 | |
| 概 要 質 疑 等 | | | | | |
| 課等名 | | | | | |
| 事業名 | 質疑番号 | 内 容 | | 回答または措置 | |
| 社会福祉課 16:45~17:04 | | | | | |
| 路線バス利用分補助金 | 1 | 一日当たりの平均バス利用額の算出方法について、乗降調査の調査日が銚子駅～鹿島神宮駅間の任意の1日となっていますが、正確な調査結果が得られるのでしょうか。 | | 乗降調査は事業者が実施していますが、乗客の利用額の把握は運転手の負担が大きく、事業者との話し合いのもと、安全な運行を最優先とするために調査対象日を任意の1日とし、平均額を使用しております。 | |
| | 2 | 鹿嶋市、行方市は利用者から負担金をとっているようですが、なぜ神栖市は負担金を徴収しないのでしょうか。 | | 鹿嶋市の類似事業は、対象者が全市民となっています。当市の補助対象者は障がい者や高齢者、生活保護受給者であり、こうした交通弱者に対する福祉施策であることから、無料としています。路線バス利用者の約半数が福祉パスの利用者であることから、有料にすることで交通弱者の外出支援が妨げられると考えており、現行制度で継続したいと考えております。 | |
| | 3 | 令和3年度における路線バスの利用者数と、福祉パス利用者数及び割合を教えてください。 | | 令和3年度の乗降調査によりますと、路線バス利用者数が225,086人であり、そのうち103,495人が福祉パスの利用者となっていることから、概ね半数の方が福祉パスを利用しています。 | |
| | 4 | デマンドタクシー制度との違いはなんのでしょうか。 | | デマンドタクシーは、特定のエリア間での移動のため乗り換えが必要であったり、乗り合わせのため好きな時間に利用できないといった意見を利用者から伺っています。一方、路線バスは本数が少ないなどの課題もあります。 | |
| | 5 | 国が高齢者雇用対策を推進する中で、定年延長等により60歳以上の高齢者でも働き続ける方はいらっしゃると思いますが、福祉パスの対象者の年齢を60歳以上から65歳以上に変更することで、補助金の削減に繋がらないのでしょうか。 | | 制度開始時の平成20年度は高齢者の定義が国の調査においては60歳以上であったことから、対象者の年齢を60歳以上としています。利用者の年齢層の把握は行っていないため、確実ではありませんが、対象年齢の変更により対象者数が減となれば、補助金額も減額になる可能性はあると考えられます。 | |
| | 6 | 福祉パスの発行時に年齢確認は行っているのでしょうか。やはり、受益者負担の検討の余地はあるのではないかと考えます。 | | 福祉パスの発行時には、身分証明書の提示により対象者であるかの確認を行っています。負担金の徴収については、交通弱者のうち特に生活保護受給者は車の所用が原則認められていないということもあり、代替手段としてタクシーを利用することなどを考えると、福祉パスを利用して路線バスで移動していただく方が、市の財政的な観点においても効率的であると考えています。 | |

| 令和4年度第2回補助金等審議会記録 | | 記録者 | 財政課 | 場 所 | 分庁舎2階 会議室2(大会議室) |
|--------------------|--------------|--|-----|---|------------------|
| 実施日 | 令和4年8月25日(木) | | 時間 | 午後3時30分から午後5時50分 | |
| 概 要 質 疑 等 | | | | | |
| 課等名 | | | | | |
| 事業名 | 質疑番号 | 内 容 | | 回答または措置 | |
| 障がい福祉課 17:05~17:21 | | | | | |
| 心身障害者雇用促進 奨励金 | 1 | 国の助成を受けると、市の助成は受けられないのでしょうか。市の制度は助成金額が低く、申請に係る労力のほうが大きくなってしまったため、利用する事業者はいないと思います。 | | 現行の制度では受けられません。 | |
| | 2 | 助成額が変更となったのはいつからでしょうか。2年間で24万円という助成額では、やはり今後も事業者は申請しないと思います。 | | 平成27年度からとなっております。 | |
| | 3 | 近隣市町村と比較し助成金額を変更したとありますが、障がい者雇用の促進が目的であるならば、近隣と比較する必要はあまりないと思います。平成28年度から実績がないようですが、どうなっているのでしょうか。 | | 平成27年度の制度変更は、これまで対象でなかった精神障がい者を対象とし、対象者を拡大したこともあり、結果的に助成額を減額した経緯があります。 なお、今年度は2件ほど就労継続支援A型施設から相談がきており、事業者のもとへ直接出向いて周知を行うなどし、来年度からは市の制度を利用する意思がある旨のお話をいただいています。 | |
| | 4 | 就労継続支援A型施設の事業主も制度を利用できるのでしょうか。 | | ご利用いただけます。 | |
| | 5 | 障がい福祉施策として、民間企業の障がい者雇用の促進を図るのであれば、市職員の心身障がい者雇用率も、もっと上げていくべきだと思います。 | | 職員課とそれぞれの立場で、より一層障がい者の雇用促進に努めていきたいと思っています。 | |
| | 6 | (意見) 行政関与の必要性が高い事業であると思いますが、どう制度を運用していくかが問題だと考えます。難しい事業ではありますが、前向きに取り組んでいただき、市独自の制度についても今後検討していただきたいです。 | | | |
| | 7 | 名称について、「障害者」という表記を使用していますが、「障がい者」へ変更はされないのでしょうか。 | | 変更するよう検討していきます。 | |

| 令和4年度第2回補助金等審議会記録 | | 記録者 | 財政課 | 場 所 | 分庁舎2階 会議室2(大会議室) |
|---------------------------|--------------|---|-----|---|------------------|
| 実施日 | 令和4年8月25日(木) | | 時間 | 午後3時30分から午後5時50分 | |
| 概 要 質 疑 等 | | | | | |
| 課等名 | | | | | |
| 事業名 | 質疑番号 | 内 容 | | 回答または措置 | |
| 廃棄物対策課 17:21~17:45 | | | | | |
| 生ごみ処理容器等購入設置補助金 | 1 | 生ごみの量はどのように把握しているのでしょうか。 | | 可燃ごみの組成調査を行い、可燃ごみの中の生ごみの割合を算出しています。 | |
| | 2 | 補助を利用して購入した機器を長く使用するうち、故障してしまった場合には補助の対象になるのでしょうか。 | | 使用期間にかかわらず、故障による買い替えは補助対象となります。 | |
| | 3 | メーカー保証期間内の場合も補助対象となるのでしょうか。また、電気式生ごみ処理機の値段はいくらぐらいなのでしょうか。 | | メーカー保証期間内はメーカー対応していただければと思いますが、買い替えとなってしまう場合には補助対象となります。機器の値段は、一般的にはおおよそ2万円から8万円前後となっています。高額な機器も普及されてきたことから、対応できるよう令和2年度に補助限度額を変更しています。 | |
| | 4 | 予算額が令和2年度から令和4年度にかけて増額していますが、どのような予測をしているのですか。機器の購入が進めば補助申請は減っていくのではないのでしょうか。 | | 前年度の補助実績に基づいて予算を計上しています。現在は普及率がまだまだ低い状況のため、補助の継続が必要であると考えています。 | |
| | 5 | ホームページ等によるインターネットでの周知では、高齢者など慣れていない方には届きにくいと思います。他市より補助金額も大きいので、もっとPRを行い、制度を認知してもらえよう地区回覧でのPRなどを検討していただきたいです。 | | 周知方法については、高齢者への配慮なども含め、より制度の普及につながるよう検討していきたいと考えています。 | |
| | 6 | 生ごみ処理機の普及が進んでいくにつれて、肥料の自家利用が課題となってくると思いますので、肥料の回収場所の設置等を検討していただきたいです。 | | 現行の制度では自家利用を前提としています。肥料の回収場所の設置については、周辺住宅等への臭いの問題もあり、難しいと考えています。将来的には、いろいろな方面からの検討が必要であると考えています。 | |
| | 7 | 補助制度があることは知っていましたが、機器の管理が大変だと思い利用していなかったこともあるため、利用者を増やすのは難しいのではないかと思います。 | | 各家庭から出す生ごみの減量が、市全体のごみの減量につながるため、利用ができる方については制度を利用していただけるよう、普及促進をしていきたいと考えています。 | |
| | 8 | 電気式処理機は電気料もかかるため、電気料の高騰が続くと、ますます利用を躊躇してしまうのではないのでしょうか。 | | | |
| | 9 | 補助制度をもっと多くの市民に活用してもらうために、もっとインパクトのある戦略が必要だと思います。大切なことは市民の意識向上だと思います。 | | 制度の普及のため、啓発活動を十分にしていきたいと思っています。 | |